申立ての内容

申立てへの対応

- Ⅱ.業務運営・財務内容等の状況<評価結果の概況>
- (1)業務運営の改善及び効率化 の評 定

【原文】

中期目標の達成状況が<u>おおむね良好</u>である

【申立内容】

以下【修正文案】のとおり変更願いたい

【修正文案】

中期目標の達成状況が良好である

【理由】

第2期中期目標期間において、本学は、 総長のリーダーシップの下、ダイバーシ ティ環境や若手教員の自立した研究環境 改善に向けての組織再編や人事制度の構 築、教員研究支援体制の柔軟化として年 俸制人事制度、クロス・アポイントメン ト制度の導入などを進めている実績があ る。これらの実績により、当該箇所「業 務運営の改善及び効率化」の評価は、平 成24年度には「中期計画の達成に向けて 特筆すべき進捗状況にある」とされたほ か、平成22年度、平成23年度、平成25 年度、平成26年度は「中期計画の達成に 向けて順調に進んでいる」であり、当該 期間6年のうち5年については「順調」 以上の評価を得ている。

また、今回の評価理由として、会計管理体制の不備の指摘を受けているが、それらについては以下に記述するとおり、組織として類似の事案がないことを全学調査し、再発防止のための取り扱いの見直し及び構成員への周知徹底を当該年度

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

中期目標期間評価は、評価実施時点に おける中期目標期間全体の業務の状況に ついての調査・分析をもとに行うもので あり、中期目標期間中に行われた年度評 価の評定を積み上げて行うものではな い。法人において再発防止に向けた取組 がなされていることは理解するが、評価 実施時点(平成27年度末)において改善 すべきであると考えられる点がある場合 には当該事項を改善すべき点として指摘 するとともに、中期目標期間全体の評定 についてもこれを踏まえて総合的に判断 している。

中に実施している。 以上のことから、当該期間の評価を全体としてみた場合、本学の実績を考慮いただき、上記の修正文案のとおりの評価の再考を検討願いたい。	

申立ての内容

申立てへの対応

【評価項目】

- 2 項目別評価
- Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況
- (1)業務運営の改善および効率化に関する目標

【原文】

○ 総長のリーダーシップに基づく人事 制度改革の推進

大阪大学未来戦略に基づき、平成25年度から、国際的に優れた研究者を他大学に先駆けて業績変動型の年俸制(65歳定年制)により雇用するとともに、海外の卓越した外国人研究者をクロス・アポイントメント制度により受け入れている。これら研究者の受入れにより多言語教育や学際的な「超域」研究を推進し、教育・研究活動の国際化を図るとともに、年俸制の対象範囲を拡大し平成27年度末までに216名に適用するなど、改革の効果を全学的に広げている。

【申立内容】

以下【修正文案】のとおり変更願いたい。

【修正文案】

○ 総長のリーダーシップに基づく人事 制度改革の推進

大阪大学未来戦略に基づき、平成25年度から、国際的に優れた研究者を他大学に先駆けて業績変動型の年俸制(65歳定年制)により雇用するとともに、海外の卓越した外国人研究者をクロス・アポイントメント制度により受け入れている。これら研究者の受入れにより多言語教育や学際的な「超域」研究を推進し、教育・研究活動の国際化を図るとともに、年俸制の対象範囲を拡大し平成27年度末ま

【対応】

意見を踏まえ、以下のとおり修正する。

「○ 総長のリーダーシップに基づく人 事制度改革の推進

大阪大学未来戦略に基づき、<u>教育・研究・産学連携活動等を推進するためのクロス・アポイントメント制度を導入し、海外の卓越した外国人研究者を受け入れるとともに、</u>平成25年度から、国際的に優れた研究者を他大学に先駆けて業績変動型の年俸制(65歳定年制)により雇用している。これら研究者の受入れにより多言語教育や学際的な「超域」研究を推進し、教育・研究活動の国際化を図るとともに、年俸制の対象範囲を拡大し平成27年度末までに216名に適用するなど、改革の効果を全学的に広げている。」

【理由】

クロス・アポイントメント制度が「教育・研究・産学連携活動等を推進するための制度である」ことを明確にするため、 修正する。

ただし、平成27年11月の受入れ及び派遣の実施件数を踏まえて総合的に判断した上での文案としているため、修正文案の後段追記部分については修正せず、原案のとおりとする。

でに216名に適用するなど、改革の効果を全学的に広げている。

また、クロス・アポイントメント制度 は、教育・研究・産学連携活動等を推進 するために導入した制度であり、平成27 年11月時点の受け入れおよび派遣の実施 件数は、全国立大学の総実施件数の約3 割(125件中36件)を占めるなど、我が国 における当該制度を牽引するに至っている。

【理由】

本学のクロス・アポイントメント制度は、教育・研究・産学連携活動等を推進するための制度であり、海外の卓越した研究者のみを対象としているものではない。以上について誤解を防ぐために追記するもの。

なお、ここに記載の取組は、当該中期 計画のⅡ-1-19-1に該当し、この 計画は、平成23年度に認定された「第 二期中期目標期間における『戦略性が高 く意欲的な目標・計画』」に対応した中 期計画であり、計画以上の制度として確 立しているといえる。以上のことから、 文案の修正を求めるものである。

申立ての内容

申立てへの対応

【評価項目】

- 2 項目別評価
- Ⅱ. 業務運営・財務内容等の状況
- (1)業務運営の改善および効率化に関する目標

【原文】

○ 会計管理体制の不備

会計管理体制の不備について、平成27 年度評価において評価委員会が課題として指摘していることから、現在改善に向けた取組は実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる。

【申立内容】

以下【修正文案】のとおり変更願いたい。

【修正文案】

会計管理体制の不備について、平成27 年度評価において評価委員会が課題として指摘していることから、再発防止のための取組の見直しが迅速に実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが求められる。

【理由】

本学では、平成27年度評価において、 評価委員会から課題として指摘のあった 会計管理体制不備については、事案発覚 後、速やかに類似の事例がないことを調 査し、再発防止のための取り扱いの見直 しを図った上で、下記のとおり再発防止 策を推進している。これらのことから、 上述のとおり修正を求めるものである。

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

改善すべき点については、改善すべき 点がある法人に対しては、同様の表現で 公平に指摘することとしているほか、改 善に向けた取組が実施されていることを 具体的に確認した上で原案の文案として いるため。 平成27年度評価において課題として指摘された会計管理体制に関する取組状況

- (1)宿泊施設の会計事務において、同一業務を長年にわたり担当していた職員による非違行為について本学としては、以下の改善策を当該年度中に実施している。
- ①. 平成27年10月に本件発覚後、事実 関係の確認を進め、11月27日に本件を公 表した後、平成27年12月1日には、財務部 資産決算課長から全学の経理責任者に対 して現金を取り扱っている業務につい て、現金の保管状況等を明らかにする帳 簿等を提出するよう通知し、監査法人が 内容の精査を行った。
- ②. 平成27年12月4日には、全部局に対して、財務部長及び監査室長から全学の事務長等に対し、本件に係る発生要因を踏まえ、同様事例に関して検証を依頼するとともに現金収納業務を実施している部局に対して、業務フロー等を提出させ、監査を実施する旨を通知した。
- ③. ①および②に基づき、平成28年1 月から3月にかけて、本学監査室、財務部、 監査法人による臨時監査を実施し、同種 の非違行為がないことを確認するととも に、牽制体制の確保を確認した。
- ④. 上記手続きのとおり本件事案については、学内規程に定められた手続きに基づいた業務を行っていれば発生しなかった事案であり、再発防止に向けて手続きの徹底を図った。
- (2) 自治体からの受託事業費の会計管理において、大学の会計と異なる銀行口座で管理されていた事案については、平成28年3月に公表された公立の病院機構における不適切経理事案に関連し、本学医学部附属病院において同種経費の取り

扱いについて調査したところ発覚した事 案である。本件については、平成28年8 月26日に事実関係を公開するとともに、 本学として以下の改善策を当該年度中に 実施した。

- ①. 平成28年9月21日付けで総長名にて 再発防止に向けた具体的取組を周知する とともに、再発防止に向けた実施の方向 性を通知した。
- ②. ①を受け平成28年9月26日付けで総長名にて、具体的な再発防止の一環として、・本学の就業規則上、勤務時間内については職務専念義務があり、当該時間内の業務について、学外等から謝金等を受け取ることができないこと。・学外等からの依頼を受け、本学の業務以外の業務を行う場合は、原則として事前に兼業規程等による手続きを行う必要があること。を全学教職員に周知徹底した。
- ③. 平成28年10月7日実施の学内会計係 長会議において、会計担当者に対するコンプライアンス教育や会計事務手続きの 再徹底を実施した。
- ④. 本件の再発を防止する観点から、 新たに「大阪大学受託事業規程」を整備 し、平成29年1月から施行した。